

て若松水陸兩署に調停方を依頼したのである。
調停の依頼を受けたる所轄署に在りては一月十七日午後八
時半小頭組、争議團聯合組と會見し其の意圖を察したる處
白紙一任に決したるを以て種々款項の内容を検討し同日
午後十一時左の條件を以て解決するに至つた。

十 解決 條 件

- 1、沖積石炭荷役グレン落一噸當積炭賃金は貳拾壹錢五厘とす。
- 2、第二項、第三項は石炭産業に目下交渉中に付此後聯合組に於て積極的に善處する。
- 3、第四項は各組と交渉の上善處する。
- 4、第五項三變B賃金は普通賃金と同一にすること。
- 5、今回の争議に關し一切犠牲を出さざること。

6、双方共家族制度の美風に則り親善を旨とすること